

総務委員会会議録

令和4年5月26日(木)
(開会) 10:55
(閉会) 11:18

【 案 件 】

1. 議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
2. 議案第53号 専決処分の承認(令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第12号))
3. 議案第54号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書3ページをお願いいたします。令和3年8月に出されました人事院勧告に基づき、令和4年4月13日、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたので、これを参考にして、本市職員の給与改正するため、本案を提出するものでございます。

令和3年の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容といたしましては、期末手当の減額でございます。期末手当について、正規職員及び任期付職員につきましては、令和4年度の支給月数を年間0.15月分、内訳といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当については、0.075月分、令和4年12月に支給する期末手当についても0.075月分を引下げ、再任用職員につきましては、令和4年度の支給月数を年間0.1月分、内訳といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当については、0.05月分、令和4年12月に支給する期末手当についても0.05月分引下げようとするものでございます。また、令和4年6月の期末手当の支給に当たっては、令和3年12月に期末手当が支給された正規職員及び任期付職員については、当該支給された額に127.5分の15を乗じて得た額を、再任用職員につきましては、支給された額に72.5分の10を乗じて得た額を調整額として、減じて支給しようとするものでございます。

次に、本条例の具体的改正内容につきまして、改正表によりご説明いたします。議案書4ページをお願いいたします。第1条、飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第26条第2項中、100分の127.5を100分の120に、同条第3項中100分の72.5を100分の67.5に期末手当の支給割合を改正するものでございます。4ページ下段の第2条、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正、5ページ中段の第3条、飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正及び、6ページ中段の第4条、飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正につきましては、第1条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正部分を運用しておりますことから、改正するものでございます。

次に議案書7ページをお願いいたします。附則第2項でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額については、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員、正規の職員及び任期付職員でございますが、ここにつきましては、127.5分の10を乗じて得た額を、再任用職員につきましては、72.5分の10を乗じ

て得た額を減じて支給するため明記するものでございます。以上、「議案第52号 飯塚職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

「議案第52号」を今説明受けましたけど、かいつまんで言いますと、今年度でいけば6月のボーナスと12月の期末手当のボーナスの支給額が減額のほうですよ、率にして、6月期末手当の職員は、0.075か月分減るよという数値は分かるんですけども、金額に換算しまして、平均の期末手当が幾ら減るといえるのはわかりますか。

○人事課長

この条例改正に該当いたします正規の職員、任期付職員、再任用職員につきましては、年間の平均期末手当の額といたしましては、約40万6千円でございます。今回、条例改正により平均の減額の額といたしましては、約7万1千円が1人当たり平均減額されることとなります。

○小幡委員

今数字で、平均40万6千円の期末手当が約7万円ほど、7万1千円ほど減額になるよということですね。これが6月と本年末の12月手当に対して、同じような条件で下がるんですか、それとも年間通して。

○人事課長

説明が悪くて申し訳ありません。この7万1千円、1人当たり平均7万1千円の減額は、令和4年6月の支給分の減額でございます。申し訳ございません。令和4年12月の期末手当の減額は、約2万4千円でございます。

○小幡委員

再度確認しますね。6月が平均7万1千円、12月は2万4千円減額されると、年間にすれば約9万5千円ぐらい下がっちゃうという認識でいいですね。それと続けまして、そこはわかりました。去年の12月に支給した期末手当を今回、職員と再任用職員さんは、127.5分の15、それと72.5分の10という表示がありますね。これは、国の人事院勧告は去年の8月に施行されたので、去年の12月に払った分に対して調整をやるという理解でいいんですかね。

○人事課長

国におきましても、人事院勧告は8月に出されておりますが、国の一般職の給与の法律の改正は、令和4年4月13日でございます。したがって、国におきましても6月の期末手当で調整をされると、同じような調整のやり方となっております。

○小幡委員

今、5月ですから、来月調整するということでしょう。なぜ調整するのかをちょっと聞いたんですよ、わかりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

○人事課長

従来であれば、国におきましても8月に人事院勧告が出されれば、12月の期末手当で調整を行われるところなんですけれども、今回、法律の改正が4月にずれ込んでおります。したがって、本来人事院勧告で令和3年12月で調整すべきところが、法律が改正がなされておられないので、調整ができなかったと。そういった中で、4月の法律改正では調整額というと

ころで6月で調整するというふうなことになっております。飯塚市におきましても、これまでの人事院勧告を参考に改正を行っておりますので、今回の上程に至ったものでございます。

○小幡委員

ありがとうございます。調整の意味はわかりました。では、調整額が職員において127.5分の15でしょう、再任用職員については72.5分の10ですよね。これは先ほどと同様に金額にして幾ら減額かというのわかりますか。

○人事課長

今回の期末手当の率の改正で100分の127.5から100分の120に改正する部分につきまして、6月分につきましては、内訳といたしまして、1人平均2万4千円の減でございます。調整額のほうでございますが、これにつきましては、1人当たり約4万7千円でございます。

○小幡委員

2万4千円と4万7千円を合わせて7万1千円調整するということですね。了解です。単純な質問します。これを今日、本会議場の質疑でもあったんだけど、飯塚市議会が否決したとなった場合は、罰則規定があるのか、もしくは、否決した場合は、減額する必要がないのかという点は、どのような端的にお答えください。

○人事課長

今回、仮にこの議案が否決となった場合ということでございますが、特にペナルティーはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第53号 専決処分の承認」について補足説明をさせていただきます。「専決第3号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号）」につきましては、令和4年3月25日専決と記載しております令和3年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いします。表の下に記載しておりますとおり、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金に係る決算見込額の増加に伴う関連経費等を補正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月25日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。既定の予算総額に6億2121万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を890億6526万円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、寄附金は収入状況を勘案しまして、ふるさと応援寄附金で2億円を追加し、企業版ふるさと応援寄附金で3530万円を追加いたしております。繰入金のふるさと応援基金繰入金につきましては、歳出予算に計上しておりますふるさと応援寄附事業費の財源として、3億8591万9千円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費のふるさと応援寄附事業費でいただいた寄附金に対する返礼品代等の経費3億8591万9千円を追加し、ふるさと応援基金管理費でいた

いた寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金に2億円を追加し、企業版ふるさと応援基金管理費につきましても、いただいた寄附金を基金に積み立てるため、企業版ふるさと応援基金積立金に3530万円を追加いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、立岩・上三緒線道路改良事業用地購入費以下3件につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加し、下三緒排水ポンプ場新設工事について、繰越額を変更するものでございます。5ページ以降に今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第12号））」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長補佐

「議案第54号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及びその関連法令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案概要及び新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法等の改正に伴い固定資産税の課税標準額の特例措置の創設及び負担調整措置の一部内容変更等に対応するため、関係規定を整備するものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第10条の2第25項につきましては、令和7年3月31日までの措置といたしまして、河川流域における浸水拡大を抑制する流域対策として、河川に隣接する低地や雨水がたまる窪地といった雨水等を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定し、当該区域内の土地に係る固定資産税の課税標準額を4分の3とする特例措置を創設するものでございます。

次に、議案書の15ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第12条につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響下において、景気回復に万全を期すための激変緩和の観点から、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行評価額の5%から2.5%へ縮減するものでございます。

その他、地方税法改正に伴う参照条項ずれなどの対応を行っております。なお、本専決処分を行ったものにつきましては、全て令和4年7月1日の施行となっております。以上簡単ではありますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。